

現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大等について（お知らせ）

工事請負契約約款（以下、「約款」といいます。）第11条第2項ただし書に規定している現場代理人の常駐義務の緩和については、令和4年12月20日付「現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大について（お知らせ）」により取扱っているところです。このたび、令和6年6月の建設業法の改正等を受けて、この緩和措置を拡大し、現場代理人を兼任することができる要件を次のとおり見直します。

1 適用開始時期

令和7年3月26日以降（※）に行われる契約の申込みの誘引（公告、指名通知又は見積依頼）（以下、「公告」といいます。）に係る工事請負契約から、適用します。

なお、令和7年3月25日までに公告された工事請負契約については、従前の取扱いを適用します。

2 現場代理人を兼任することができる要件（全ての契約方式（一般競争入札、指名競争入札及び随意契約）共通）

（1）配置技術者の専任配置が不要である金額帯の取扱い【従来取扱いの金額の変更】

本市が同一の請負人と締結した複数の工事請負契約において、工事監督課が同一であり、かつ、監督員と常に携帯電話等により連絡をとれる体制が確保されている場合で、次のア又はイに該当するとき、現場代理人を同一人が兼任することができます。

ア それぞれの予定価格（税込）が 4,500万円（建築の場合は9,000万円）未満の2件の工事請負契約

イ 次のいずれかの要件を満たす 3件の工事請負契約

（ア）3件の工事請負契約に建築の工事請負契約を含まない場合

予定価格（税込）の合計が 4,500万円未満であること。

（イ）3件の工事請負契約に建築の工事請負契約を含む場合

予定価格（税込）の合計が 9,000万円未満であること。

ただし、3件の中に、建築以外の工事請負契約を含む場合には、建築以外の工事請負契約の予定価格（税込）の合計が 4,500万円未満であること。

ただし、ア、イいずれにおいても、設計担当課が、工事現場への出勤体制について制限を設けている、緊急性がある等の理由から、特に兼任を認めないとする工事請負契約、設計変更等に伴う契約変更により請負代金額（税込）が4,500万円（建築の場合は9,000万円）以上となった工事請負契約については、この限りではありません。

※ 建築局、資源循環局が監督を担当する工事は「現場代理人の常駐義務の緩和措置の一部拡大（試行）対象」となるため、各工事の「工事監督局（工事監督課が属する局）」が同一であることとし、同一局内であれば課を越えて兼任ができます。

(2) 遠隔施工管理等の活用により配置技術者を兼任する場合【新規取扱い】

本市が同一の請負人と締結した2件の工事請負契約（それぞれの予定価格（税込）が1億円（建築の場合は2億円）未満である場合に限る。）において、次のア及びイの両方に該当する場合、現場代理人を同一人が兼任することができることとします。

ア 遠隔施工管理等の活用により、配置技術者を兼任する2件の工事請負契約（本市発注工事に限る。）

※令和7年1月6日「監理技術者等の専任義務の緩和について（お知らせ）」参照

イ 一工事案件で配置技術者と現場代理人を兼任する場合

ただし、設計担当課が、工事現場への出勤体制について制限を設けている、緊急性がある等の理由から、特に兼任を認めないとする工事請負契約、設計変更等に伴う契約変更により請負代金額（税込）が1億円（建築の場合は2億円）以上となった工事請負契約については、この限りではありません。

(3) 継続工事、追加工事等

既に本市が締結している工事請負契約（以下、「既契約」という。）の請負人と、新たに随意契約により締結する工事請負契約において、現場説明書に現場代理人の兼任が「できます」と記載されている場合に、既契約の現場代理人と同一人が、当該工事請負契約の現場代理人を兼任することができます。

3 注意事項

- (1) 上記2の取扱いにより複数の工事請負契約の現場代理人を同一人が兼任した場合でも、当該現場代理人は「現場代理人の工事現場への常駐を必ずしも要しない期間」（5(1)から(4)まで参照）を除き、いずれかの工事現場に常駐しなければなりません。
- (2) 令和7年3月25日以前に公告した工事請負契約と現場代理人を兼任する場合は、全ての工事において従前の基準を適用します。
- (3) 継続工事、追加工事、合併入札の複数の工事請負契約は1件とみなし、工事請負契約の予定価格（税込）の合計により判断します。

4 現場代理人の兼任に関する手続

(1) 入札参加（見積書提出）前の確認

ア 全ての契約方式（一般競争入札、指名競争入札及び随意契約）共通

現場説明書に次の事項が記載されていますので、入札参加（見積書提出）前に必ず記載の要件に該当するかを確認してください。

1 工事監督課

(※あらかじめ工事監督課が記載されています。)

2 本件は、工事請負契約約款第 11 条第 2 項ただし書の規定に基づき現場代理人を同一人が兼任することが（できます。／できません。）

(※あらかじめ「できます。／できません。」のいずれかにチェックされています。)

※ 詳細は、令和 7 年 2 月 3 日「現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大について（お知らせ）」参照

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/tetsuduki/onegai/20250203genbadairinin-soti-oshirase.pdf>

イ 継続工事、追加工事等

2 (3)に該当する場合には、現場説明書に次の事項が記載されていますので、見積書提出前に必ず確認してください。

本件の現場代理人は、他の記載にかかわらず「(※あらかじめ兼任可能な工事名が記載されています。)」に係る請負契約の現場代理人と同一人が兼任することができます。

(2) 工事請負契約締結後の対応

現場代理人を兼任する場合には、現場代理人等選定通知書に、他の工事請負契約の工事名を必ず記載してください。

なお、兼任する工事名を記載しない、実際とは異なる工事名を記載する等、現場代理人等選定通知書の記載に虚偽が判明した場合には、監督員指示書により是正を図る（以下、「是正指示」といいます。）とともに、工事成績評定（1 施工体制・II 配置技術者）に反映させることがありますのでご注意ください。

また、是正指示を行ったにもかかわらず、代わりの現場代理人の配置ができない等の理由から速やかに是正がされなかった場合は、指名停止措置や工事請負契約の解除、工事成績評定（1 施工体制・II 配置技術者）への更なる反映等の必要な措置を行うことがありますので、ご注意ください。

5 現場代理人の工事現場への常駐を必ずしも要しない期間について

本市が請負人と締結した工事請負契約では、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの期間中である場合、監督員と常に携帯電話等により連絡をとれる体制が確保されているときは、現場代理人は工事現場に常駐することを必ずしも要しません。

- (1) 工事請負契約を締結した日から実際に現場に着手する日（工事着手届書を受理した日ではなく、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事のいずれかが開始される日）の前日までの期間
- (2) 約款第21条の規定に基づき工事の全部の施行を一時中止している期間（詳細については「工事の一時中止に係るガイドライン」を確認してください。）
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート又はエレベーター等の工場製作を含む工事請負契約であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成届が提出された日から工事完成検査が完了するまでの期間

なお、これらの期間は現場代理人が工事現場に常駐することを必ずしも要しない期間であって、他の工事請負契約の現場代理人を兼任することができる要件ではないことに留意してください。また、詳細な手続については財政局公共事業調整課にお問い合わせください。

担当

財政局契約第一課工事契約係

電話：045-671-2246

財政局公共事業調整課

電話：045-671-2025